

答 申

審査会の結論

北九州市消防長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書の不開示情報のうち、別表に記載する部分は開示すべきである。その他の部分を不開示とした処分は妥当である。

理 由

第1 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成27年1月6日、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「8月5日 若戸トンネルでの消防車横転事故における

- ・運転していた機関員とその他3人の乗員に対し事情聴取した際の供述調書
- ・福岡県警や北九州市道路公社との打合せ議事録

- 2 実施機関は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成27年1月16日付で、行政文書の不開示決定（平成27年1月16日付北九消総第516号。以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、行政文書不開示決定通知書を平成27年1月16日に受領した。

- 3 異議申立人は、平成27年1月27日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第2 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 若戸トンネル内で消防車が横転した状況を、運転していた機関員と他3人に聞き取りした事情聴取の調書で確認することが目的であり、不開示理由の「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には当たらない。
- (2) 消防車横転事故に関する記者発表内容・通達・報告書などに、事故の真の原因である法外な速度超過（制限速度80 km/hのところ50 km/h以上超過）が明示されておらず、その事実隠蔽により再発防止もままならないため、事実を明らかにする必要がある。
- (3) 職員の服務違反について聴取により事実を確認する場合は、処分にもつながるため非公開を前提に行っているが、もし服務違反とそれに対する職員の処分がされているなら、市民（納税者）に発表・説明する義務があると考え。そもそも、服務違反の処分につながる内容ゆえ不開示にするという理屈が理解できない。
- (4) 今回の事故の真の原因で唯一の原因である「大幅な速度超過（過失ではなく故意）」を組織をあげて隠蔽しており、それを追及するための情報公開請求自体が特異なケースと考えるため、率直な意見で真の原因が明記されているであろう調書は、請求者に対し開示する義務があると考え。

第3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

1 本件不開示情報の条例第7条第6号該当性について

- (1) 当該請求に係る行政文書は、処分庁において、事故原因の究明及び再発防止を目的に、機関員や他の同乗者等の関係者（以下「関係者等」という。）から事情聴取を行った際に作成したものである。

消防局では、公用車における交通事故が発生した場合、消防局各部長、各消防署長と各所属長による事故内容の検証を行い、事実確認を行っており、その結果、交通法令違反に起因する事故と判断された場合、服務違反として処分等必要な措

置を講じることになる。

- (2) 職員の服務違反について聞き取りにより事実を確認する場合は、処分等にもつながることから、その性質上公開しないことを前提として行い、その内容を記録している。

また、事故内容の検証、事実確認の際には、事実関係が不十分な情報等も含まれている中で、関係者等の率直な意見が出されている。

よって、聴取内容が開示されるとなると、今後、関係者等が開示されることを懸念し、不確実な情報について話さなくなるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本号に該当する不開示情報であると認められる。

- 2 以上のとおり、本件処分は、条例の規定に合致しており、本件異議申立には理由がないものとする。

第4 審査会の判断

1 本件行政文書の概要等

- (1) 本件行政文書は、平成25年8月5日に緊急走行中の消防車が若戸トンネル内で横転事故を起こしたことに係る次の文書である。

ア 運転していた機関員とその他3人の乗員に対し事情聴取した際の供述調書

イ 福岡県警や北九州市道路公社との打合せ議事録

- (2) 実施機関は、本件行政文書として、次の文書を特定している。

「自動車交通事故調査における議事の記録に関する文書」

- (3) 本件行政文書における不開示情報（以下「本件不開示情報」という。）は、次のとおりである。

ア 条例第7条第6号該当

事情聴取した際の供述調書については、条例第7条第6号に該当し、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

イ 不存在

福岡県警や北九州市道路公社との打合せ議事録は、作成も取得もしておらず、保有していない。

2 本件事案の争点

本件異議申立てにおける争点は、本件不開示情報のうち、運転していた機関員とその他3人の乗員に対し事情聴取した際の供述調書は、条例第7条第6号に該当するか否かである。

なお、異議申立人は、本件不開示情報のうち、不存在のため不開示とした情報（「福岡県警や北九州市道路公社との打合わせ議事録」）については、争っていないため、判断しないものとする。

3 条例第7条第6号該当性についての判断

(1) 条例第7条第6号の構造

条例第7条第6号は、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。そして、「次に掲げるおそれ」として、次のとおりアからオまでを列記している。

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(2) 本件不開示情報の条例第7条第6号該当性について

実施機関は、聴取記録が開示されるとなると、今後、関係者等が開示されることを懸念し、不確実な情報について話さなくなるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、第7条第6号の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当し、不開示としている。

当審査会が、「自動車交通事故調査における議事の記録に関する文書」中の条例第7条第6号による本件不開示情報部分について、その記載内容を見分したところ、事故調査における聴取の日時、聴取の場所及び出席者並びに聴取のやり取りの具体的な内容等が記載されていた。

実施機関は、公用車における交通事故が発生した場合、事故原因の究明及び再発防止を目的に関係者等から事情聴取を行うとしており、また、その結果、交通法令違反に起因する事故と判断された場合、服務違反として処分等必要な措置を講じることになっているとしている。

ここで、事情聴取は、不利益処分等に関する適正な手続の保障の観点から、当事者に自己の権利利益を守る機会を与え、事実関係等を確認するための重要な手続であるが、その聴取記録を作成することは、懲戒処分等を行うに当たって当該関係者等の権利利益に配慮しつつ適正な手続を履行したことを明らかにし、もって公正な職員の人事管理に対する信頼を確保するために必要であるものといえる。

通常、関係者等への事情聴取は、任意にかつ他に知られることはないという認識のもとに行われるのであって、もし聴取内容が公にされることが前提になるとすれば、開示されることを意識して聴取を受ける者が正確な事実を述べることをちゅうちょしたり、あるいは実施機関がありのままの供述や詳細な資料の提出を求めたとしてもそれが期待できなくなったりするおそれがあるなど、事案について客観的かつ正確な事実を把握することが困難になることが十分予測され、ひいては人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

この点、異議申立人は、服務違反の処分につながる内容ゆえ不開示にするという実施機関の理屈が理解できない旨主張する。

しかし、聴取内容が公にされることを前提にした事情聴取において、被聴取者が開示を懸念して事実を話さなくなったり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼしたりすることなどは通常あり得ることであり、また、聴取内容が公にされない場合でも、被聴取者は客観的証拠や他の関係者からの聴取結果等との整合性を吟味されるのであって、事情聴取が非公開であること自体が、直ちに、事実隠蔽や虚偽証言を増長し、事実解明に支障を及ぼすとまで認めることもできない。

また、仮に交通法令違反に起因する事故とは判断されず、服務違反として処分等の必要な措置を講じるまでには至らないような事案であったとしても、事故内容の検証や事実確認のために関係者等から聴取を行う際に、聴取の内容に事実関係が不明瞭な情報等も含まれていることも考えられ、聴取内容が開示されるとな

ると、実施機関のいうように、関係者等が不確実な情報について話さなくなるなど、事故原因の究明及び再発防止に支障をきたすおそれがあることも否定できない。

したがって、本件不開示情報のうち、出席者の個人に関する情報及び事情聴取の具体的な内容は、実施機関の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、条例第7条第6号に規定する「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たると認められる。したがって、実施機関が、条例第7条第6号に該当し、不開示とする理由がある。

しかし、本件不開示情報のうち、何に関する議事の記録であるかがわかるように冒頭に記載している文書の表題のほか、会議の開催に関する記載欄中、開催日時がいつなのか及び開催場所がどこなのか分かる記載部分並びに出席者に関する記載内容のうち、聴取をした側の氏名を除く記載部分及び聴取を受けた側であることを示す項目の部分、また、議事の内容に関する記載欄中、議事の表題、見出し項目及びページ数を示す最下部の数字については、いずれも具体的な聴取のやりとりの内容そのものではなく、公にしても「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とはいえないため、当該部分については、条例第7条第6号には該当せず、不開示とする理由がない。

4 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関の本件処分について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市情報公開審査会

会	長	中野敬一
会長職務代理者		高木康衣
委	員	五十嵐享平
委	員	田村奈々子
委	員	中谷淳子

別表

文書名	開示すべき部分
自動車交通事故調査における議事の内容に関する文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書の表題 会議の開催に関する記載欄中、 ・ 開催した日時に関する記載内容全て ・ 開催した場所に関する記載内容全て 出席者に関する記載内容中、 ・ 聴取をした側の氏名を除く記載部分 ・ 聴取を受けた側であることを示す項目の部分 議事の内容に関する記載欄中、 ・ 表題 ・ 見出し項目 ・ ページ数を示す最下部の数字